

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は たいせつに保管してください

国民年金保険料は、所得税及び住民税（市
民税・県民税）の申告において全額が社会保険
料控除の対象になります。

一年間に納付した国民年金保険料の額を証
明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証
明書」が日本年金機構から送付されます。

対象は、今年の1月1日～12月31日に納付
した国民年金保険料です。過去の年度分や追
納した分も含まれます。

また、家族（配偶者やお子さんなど）の負担
すべき国民年金保険料も支払っている場合、そ
の分も合わせて控除が受けられます。

年末調整や確定申告をする際には、証明書
の添付が必要になりますので、たいせつに保管
してください。



送付予定時期

- ① 1月1日～9月30日の間に国民年
金保険料を納付されたかた

→11月上旬

- ② 年の途中から国民年金に加入した
場合などで10月1日～12月31日
に初めて納付したかた

→翌年2月上旬

問合せ

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

※050から始まる電話でかける場合は

☎03(6630)2525

春日部年金事務所

☎048(737)7112(代表)

保険年金課国民年金担当

☎0480(92)1111 内線140・149

いいみらい11月30日は年金の日

11月30日（いいみらい）は、ご自身の
年金記録などを確認し、老後の生活設計に
思いを巡らせていただく「年金の日」です。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、こ
れまでの年金記録や、これからの年金見込
額を簡単に確認することができます。

問合せ

☎0570(058)555

（「ねんきんネット」、「ねんきん定期便」専用ナビダイヤル）

保険年金課国民年金担当

☎0480(92)1111 内線140・149



ねんきんネット URL

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

